

弁済額のわずかな不足と信義誠実の原則

平井 慎 一

はじめに

- 一 弁済額のわずかな不足と信義誠実の原則に関する議論
- 二 弁済額のわずかな不足に対して信義誠実の原則を適用した裁判例
- 三 考察
- 四 まとめ

はじめに

家族法学の父と呼ばれる穂積重遠^①は、その「信義誠実の原則」と題した論文の中で、「『大工調べ』という人情話があります。大工の弟子の興太郎が家賃を一両二分と八百ためたので、家主に大工道具を取り上げられてしまった。…そこで興太郎がそのお金を家主の所へ持っていくと、家主はそれを受け取りながら、一両二分は済んだがまだ八百足りない、というので道具を渡さない。…南の御町奉行大岡越前守様に駆け込み訴をする。ところがさすがの大岡様も…家主の法律論を論破しえず^②」と述べていた。

同じことは現代の民法にも通じる。民法四九三条は「弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならぬ」と規定している。例えば、お店で一万円の商品を買おうとして、レジで九九九円を出したとしても債務の本旨に従った弁済とはならない。つまり売買において、たとえ一円でも不足があれば商品を買うことはできない。このように弁済額にわずかでも不足があれば、原則として債務の本旨に従った弁済の提供とはみなされない。

ところがこの原則は、一九二〇年の大審院判決によって覆されることになる。大審院判決大正九年二月一八日では、債権者が弁済額のわずかな不足を理由に弁済の効力を否定することが信義誠実の原則により許されないと、弁済の提供に関する例外が認められたのである。この点について、これまでの多くの学説では、「債務の本旨」の内容は信義誠実の原則に従って定められるとして、弁済額にわずかな不足があったとしても債務の本旨に従った履行となる場合があると論じられてきた。⁵⁾ つまりこれらの学説によると、弁済額のわずかな不足の問題において、民法一条二項の「義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」を適用することで、民法四九三条の「債務の本旨」の解釈方法を定めてきたというのである。

しかし、ここで次のような疑問が生じる。

① そもそも一九二〇年においてまだ現民法一条二項は存在しておらず、また民法四九三条の「債務の本旨」の文言自体が広い意味で解釈できるにもかかわらず、なぜ大審院は信義誠実の原則の適用を宣言したのか。

② 信義誠実の原則を適用する際には、弁済額のわずかな不足を口実に債務不履行を主張する債権者側の態度をも考慮する必要があるのか。

③ 弁済額にわずかな不足がある事例について信義誠実の原則が適用されると、「債務の本旨」の履行があったとされ、債権者はもはや残債権の履行を請求することができなくなるのか。

とりわけ②については、以前から学説でも権利者側の信義誠実の原則に反する態度が問題とされており、また近

年の学説でも「債務者が行う真摯な行動に対して、債権者がそれを無視したり、妨害することこそ、信義則が機能する場面である」と指摘されているのである。そのため、実際の裁判例で債権者の信義誠実に反する態度がどの程度に
おいて考慮されているかを探る必要がある。

そこで本稿は、まず民法一条二項のルールとも言える弁済額のわずかな不足について争われた事件と、それ以前になされていた信義誠実の原則に関する学説の議論を検討したい。そこから、わずかに不足する弁済額を提供した債権者側の問題（すなわち信義誠実に従った義務の履行の側面）に加えて、弁済額のわずかな不足を口実に弁済の効力を否定する債権者側の問題（信義誠実に従った権利行使の側面）、さらには信義誠実の原則の効果についても考察してみたい。

一 弁済額のわずかな不足と信義誠実の原則に関する議論

1 一九二〇年に信義誠実の原則を初めて適用した判例とそれまでの議論

一八九八年の民法典施行後から約半世紀が経過した一九四七年に、信義誠実の原則は民法一条二項に規定される。しかし、信義誠実の原則を初めて適用した判例が登場するのは一九二〇年である。すると裁判所は、条文に根拠がないにもかかわらず、信義誠実の原則を適用していたことになる。しかもこの最初に信義誠実の原則が適用された事件では、まさに弁済額のわずかな不足が問題となっていたのである。

ではこの一九二〇年までに、弁済額のわずかな不足の問題に関する判決に影響を及ぼしたと考えられる学説は存在したのであろうか。この点について確認できたものとして、石坂音四郎と鳩山秀夫の学説をあげることができる。

(1) 石坂音四郎

日本の民法制定当時は、「ドイツ法学でなければ法学ではないといった極点にまで達した」と言われるほどドイツ法学が日本の学説に圧倒的な影響力を有しており、その時代に日本民法学におけるナンバー・ワンの巨匠とも評されたのが石坂音四郎である。石坂は、その『日本民法第三編債権第二巻』（一九二二年）の中で、信義誠実の原則について次のように述べていた（以下の引用において、筆者によりカタカナをひらがなにふりかえた）。

「債務者は信義に従ひて履行を為すことを要す」、なぜなら「契約又は法律の規定が給付の内容を定むること如何に周到なりとするも全然不備なしと云ふを得ず」、そのため「給付の物体及び方法を定むるに付き不備ある場合には之を補充するに付き一定の標準あることを要す」るのであるが、「此標準に関して法典は規定する所なしと雖も信義に従ひて給付の物体及び方法を定めることを要するものと解すべし」と。

また石坂は信義誠実の意義について、ローマ法における *bona fides*、フランス法における *bonne foi*、ドイツ法における *Treu und Glauben* と同義であるとし、「信義は裁判官の主観的意見にあらざりて客観的標準として認めらるるものたるは明らかなり」としつつ、さらにドイツのシュタムラー (Stammler) を引用して「法律は社会的理想即他人を自己の如く愛すべき人類最高の理想を標準となすべきものとし信義に従うことは即此理想に従ひて判断するを云うに外ならず」と述べている。

つまり、石坂はまだ民法に信義誠実の原則に関する条文上の根拠がない時代において、ドイツ民法を参考に債務の履行に関して契約や法律で定められていない給付の方法や内容を定める基準として信義誠実の原則を用いることを主張していたのである。また石坂の著作は、しばしば大審院の判決理由中に引用されるほど大正期の裁判実務に大きな影響力を持っていたのである。

(2) 鳩山秀夫

民法起草者による註釈時代以後において、石坂と共にドイツ法研究に依拠した解釈論を発展させたのが鳩山秀夫である。鳩山は一九一六年にその著者である『日本債権法総論』の中で、信義誠実の原則について次のように述べている（以下の引用について、筆者によりカタカナをひらがなにふりかえた）。

「債務者は信義に従ひて履行を為すことを要するか。独佛の民法は之を必要とするものと規定す。我民法は特別の規定なきも同一に解する学者あり（石坂氏）。余も亦同様に解す。然れども余は之を以て独立の原則とは解せず、債務の本旨に従へりや否やを決すべき標準の一と為す」と。

また鳩山は、エルトマン（Oertmann）¹³を引用しながらドイツ法において信義誠実の原則の意義については多くの議論がなされていることを指摘した上で、信義誠実の原則の具体例として「例えば午前一時に履行の提供を為すが如きは普通の場合に於ては信義に従ひたる履行の提供にあらず」と述べていた。つまり鳩山は信義誠実の原則を独立の原則とは扱わず、債務の本旨に従った履行があったかどうかを判断する上で信義誠実の原則が指標となるということを指摘していたのである。

また末弘厳太郎によると、鳩山秀夫の『日本債権法総論』の著書は、簡単な文句で論理を通した説明をしていたことから裁判官に歓迎されるほど影響力があったとされる。¹⁴

(3) 信義誠実の原則が初めて適用された判例

一九二〇年（大正九年）に、裁判所は信義誠実の原則を初めて適用して事件を解決する。以下、その大審院の判例を挙げる。

【1】大判大正九年二月一日 民録二六輯一九四七頁

「事実の概要」

売主（買戻権者）Xは、Y（買主）に対して買戻特約つきで不動産を売却した。買戻期間が迫ってきたときに、Xは期間の徒過をおそれて、Yに対して契約費用の額を照会したものの、返答を得られなかった。そこでXは契約費用を推測して、売買代金五一七円に契約費用を加えて五二八円をYに提供して買戻しの意思表示をした。ところがYは、契約費用が一二円八銭であったとして、一円八銭不足しているので買戻しの効力が生じないと主張して買戻しに応じなかった。そのため、Xは買戻権行使が有効であるとしてYを提訴した。

原審は、提供額に不足がある以上、たとえそれが些少なものであっても買戻権行使は有効になり得ないとしてXの請求を棄却したので、Xが上告した。

「判旨」 破棄自判

Xが其有する買戻権を行使せんとするには買戻の期間内に代金及び契約の費用を提供することを要すること民法五八三条の明示する所なりと雖もXの現に提供したる代金及び契約の費用の合額が極めて些少の不足あるに過ぎざるときは、Yに於て之に藉口し代金及び契約の費用の提供なきを以て買戻の効力を生ぜざると主張することを得ざるものとす。蓋斯る不足額はYに於て買戻を為したるXに対し弁済を請求するを得べきこと勿論なりと雖も、斯る不足あるを口実として買戻の効力を生ぜざると云うが如きは債権関係を支配する信義の原則に背反するを以て、斯る不足あるに過ぎざるときは買戻の効力を生ぜずと解するを相当とすればなり（筆者によりカタカナをひらがなにふりなおした）。

(4) 小括

民法施行後に信義誠実の原則に関してなされた議論については石坂と鳩山に共通することは、外国法とりわけドイツ法における信義誠実の原則に関する規定の文言に依拠して、債務の履行に関して信義誠実の原則が適用されることを主張していたことである。石坂は、信義誠実の原則が独立した原則として、法律や契約で詳細に定められていない給付の内容や方法を定める基準として用いられることを主張した。これに対して鳩山は、信義誠実の原則が独立した原則ではなく、債務の本旨に従った履行であるかどうかを判断する基準として信義誠実の原則が用いられるべきであると主張していた。ところが、その後の一九二〇年の大審院判例では、契約に定められていない給付の内容や方法を定めることから一步踏み込んで、契約（法律）によって定められた弁済額にわずかな不足があったとしても弁済の効力を生じさせる根拠として、信義誠実の原則が適用されていたのである。さらに判例では、弁済額のわずかな不足を口実に買戻の効力を否定する債権者側の態度が信義誠実の原則に反するとされていたのである。

するとここで、次のような疑問が生じる。すなわち裁判所はいかにして、弁済額のわずかな不足の事例について信義誠実の原則を適用することを考えついたのか、またそもそも信義誠実の原則が債務者側の債務の履行に関して適用されると想定されていたにもかかわらず、債権者側の信義誠実の原則に反する主張を封じめるために適用されたのはなぜなのか。

この点について考えられ得るのは、同時代のドイツにおける判例が少なからず日本の裁判所に影響を与えたといふことではないだろうか。五十嵐清は「比較法がわが国の判例に与えた影響を過大視することもできないであろう」と述べている一方で、倉田卓次最高裁判所調査官は大審院の判決について「独逸大審院判決のそれを襲用したものが多いようである」とも述べているのである。¹⁷⁾

そこで次に、一九〇〇年〜一九一〇年のドイツにおける信義誠実の原則に関する裁判例を確認してみたい。

2 ドイツ民法典施行後における信義誠実の原則に関する議論

(1) ドイツ民法施行後に弁済におけるわずかな不足の問題に適用された信義誠実の原則

一九〇〇年にドイツで民法典が施行され、その第二編債務関係法の二四二条には「債務者は、取引の慣習を顧慮し信義誠実 (Treu und Glauben) に適うように、給付を行う義務を負う」という規定が置かれた。この規定の趣旨に関してドイツ民法典の立法者は、信義誠実の原則の適用対象が債務者であるとし、当事者間に明示的な合意がない場合に信義誠実を基準として債務の履行方法を定めるとしていたのである。¹⁸⁾

このように当初は、ドイツ民法二四二条の適用領域が非常に限定されていたのであるが、ルイーカ (Lüke) によると、当時のドイツの最上級審にあたるライヒ裁判所がドイツ民法二四二条を用いて「民法典施行後の一〇年間で、将来にわたって維持される新しい法律解釈の基礎を打ち立てた」とされる。¹⁹⁾ それらの裁判例の一つとして、弁済額のわずかな不足の問題に対して信義誠実の原則を適用した事例があげられているのである。

例えば、ライヒ裁判所一九〇二年一月二二日判決では、土地の面積の不足を理由とする売買契約の解除について、買主は「取引の慣習を考慮し信義誠実に適うように、売物 (ここでは土地) を受領する義務を負うべきである。…土地の面積の相違が土地を取得する利益がないほど著しい場合にのみ、土地の買主は信義誠実に従って受領を拒否できる」とされていた。²⁰⁾

その後もライヒ裁判所は一九〇七年二月二日判決で、四四五ヘクタールの土地の買主が「比較的ごくわずかな筆 (〇.〇七ヘクタール) の不足を理由に売買契約全体の履行を拒絶するならば、それは信義誠実に反する」とした。²¹⁾ 同様に、一九〇九年九月二二日の控訴審では「被告が些細な不足を理由に残余債権のすべての弁済期到来を争うならば、信義誠実に反する」として、請求の原因についての中間判決を下した。²²⁾

このようにドイツの裁判所は、ドイツ民法典施行直後から弁済におけるわずかな不足が問題となった事件について

て、ドイツ民法二四二条にいう信義誠実の原則を適用して解決に導いていたのである。

(2) 履行期の些細な遅滞

弁済におけるわずかな不足が問題となった事例以外に、ライヒ裁判所は一九〇三年二月六日判決で、ドイツ民法二四二条に基づいて「万が一の場合に起こりうる給付義務の遅滞を理由に反対給付の留置権を主張することは認められない」とした。この判決についてルーイクは、「債権者が信義誠実に反する方法で債権を行使してはならないということを初めて明言した」と述べている。つまりこの判決により、債務者による給付の遅滞について債権者が信義誠実に反して留置権を主張する場合には、その権利の行使が認められないとされ、ドイツ民法二四二条が債権者に対しても適用されることが明らかにされたのである。

またライヒ裁判所一九〇九年五月二六日判決では、和解で予定された支払日の翌朝に代金が支払われた場合について、「二四二条に従って和解の規定を解釈することにより、期限内に支払いがなされたとしてもよい」とし、その理由として「遅滞がわずかな時間にすぎず、債権者はこの遅滞による不利益を被っていない一方で、債務者に対しては和解の喪失という大きな不利益がもたらされるからである」と述べられていた。

その後、一九五六年にウィアッカー (Wiacker) は、ドイツ民法二四二条が適用された裁判例を整理してその明確化を試みた際に、弁済額のわずかな不足及び期限のわずかな経過の解決方法について「裁判官は些事を考慮しない (minima non curat praetor)」の原理²⁶⁾として、「裁判官の職務 (officium iudicis)」機能の一部として説明した。

このようにドイツの判例は、民法典施行当初から弁済額がわずかに不足した事件に信義誠実の原則を適用して解決に導いていた。さらに判例は、債務者を適用対象としているドイツ民法二四二条について、もう一步踏み込んで債権者にも適用されること、及び弁済額のみならず弁済期のわずかな経過についても信義誠実の原則が適用されること

を明言していたのである。

では日本の民法において、債権者に対して信義誠実の原則が適用されること及び弁済期のわずかな経過の問題に
関してどのような議論がなされてきたのであろうか。次に、この点について検討してみたい。

3 権利行使に関する信義誠実の原則と弁済期のわずかな経過

(1) 権利行使に関する信義誠実の原則

先述したヴィアッカーの主張する信義誠実の原則の機能的分類論は、その後の日本の学説にも多大な影響を与えた。^{②③}例えば、好美清光は信義誠実の原則の債権者に対する「制限的機能」として「弁済に些少の不足ある場合の買戻権の効果や、それを理由とする契約解除の無効、あるいは些少の残存給付を理由とする同時履行の抗弁の行使の不許等々」と述べている。^④このように現在では、信義誠実の原則が債権者の権利行使に適用されることは当然のものとされているが、一九二〇年の【1】判例以前において、債権者による信義誠実に反する権利行使についてはどのような議論がなされていたのであろうか。

この点について確認したところ、一九二一年に穂積重遠校閲『瑞西民法』に以下のような記述があるのみであった。

「第一条 自己ノ権利ヲ行使シ及ヒ自己ノ義務ヲ履行スルニ當リテハ誠實及ヒ善意ヲ以テ行為セサルヘカラス
権利ノ明白ナル濫用ハ法律ノ保護ヲ受クルコトヲ得ス」^⑤

当時、信義誠実 (Treu und Glauben) が「誠實及び善意」と訳されていたものの、一九〇七年に制定されたスイス民法二条一項が日本に初めて紹介されることで、権利行使についても信義誠実の原則が適用されるという認識が広まったと考えられる。^⑥学説に関して見てみると、一九二〇年に債権者側の信義誠実に反する態度が問題となった【1】判例が登場した後の一九二二年に、牧野英一がスイス民法二条にいう「権利の行使及び義務の履行は信義誠実の原則

に依ってなされねばならぬ」を引用して、権利が常に正当な理由に基づいて行使される場合でも各人の利害関係を公平に衡量して判断する必要がある、ここで信義誠実の原則が樹立されると主張するに至っているのである。

以上のことから、【1】判例の以前において、債権者に対して信義誠実の原則が適用されるとい理論は、ドイツのライヒ裁判所の判例とスイス民法二条しか見当たらないということが言える。

(2) 弁済期のわずかな徒過と信義誠実の原則

日本においてこれまで、弁済額のわずかな不足の問題について信義誠実の原則が適用されるかどうかについての議論は数多くなされてきたが、弁済期のわずかな経過についてはどうかであろうか。弁済期のわずかな遅れについての記述した教科書等は少ないが、『新版注釈民法(一)総則(一)〔改訂版〕』では、次のような事例が紹介されている。⁸⁸⁾

【2】大判昭和九年一〇月九日 法学四卷二号一〇九頁

〔事実の概要〕

Xによる債務の弁済と引換に、Yが土地に設定された抵当権の登記を抹消することが契約によって取り決められた。ところが、弁済期が日曜日であったため、Xはその翌日に約定の金員をYに持参したが、Yはその受領を拒否した。そこで、Xが土地の抵当権抹消登記等を求めて提訴した。原審はXの請求を認容したため、Yが上告した。

〔判旨〕 上告棄却

債務の弁済と引換に債権者が登記の抹消を為すべき場合に其履行の期日が日曜日に該当するときは債権者の義務に属する登記の抹消は其翌日に延期せらるるものなれども債務者は該履行期日に債務の弁済を為し得べき事勿論にして債権者が其の受領を拒絶するに於いては債務者の弁済の目的物を供託して其義務を免れ得べく前記の如くYが本件

債務の履行期日に於けるXの弁済を試みたる結果Xは其翌日債務金額を供託したるものなれば該供託は固より適法にして何等信義誠実の原則に違背するところなし。

さらにその二年後に、次のような区裁判所（明治二三年の裁判所構成法に基づいて設置された下級裁判所）の裁判例が現れる。

【3】津山区判昭和十一年六月三〇日 法律新聞四〇一五号四頁

「事実の概要」

YはXに対して有する七二五円の債権を、調停により五五〇円に減額し三回に分割して支払う契約を締結した。ところが、支払日であった十二月二十五日が大正天皇祭当日で公休日にあたっていたために、Xは金銭取引について翌日に延期するという慣習により支払いを一日遅らせた。するとYは、一回でも分割払いを怠った場合には調停の効力を失うとの特約に従って、Xに対して七二五円全額の支払いを求めた。そのためXは、Yに対してすでに債務が消滅していることの確認を求めて提訴した。

「判旨」 Xの請求認容

Xは第一、二回の分割金を誠実に支払い第三回（最終回）の支払に付ても其の支払い期日の翌日に現実に履行の提供を為したる以上僅か一日の延滞の如きは誠実なる債務者として通常許容さるべき所為なりと謂うべく却て斯る誠実なる債務者の履行を故に拒絶して直に強制執行手続に移すが如きは信義誠実の原則に反する所為なりとの誹を免れざるのみならず右調停に於ける「割払を怠りたるとき」の意は支払期日に付斯く厳格なる意味に於て定められたるものとは認め難し。従て本件の場合に於ては支払期日の翌日に其の履行の提供を為したるを以て直に債務者が割払を怠りたる遅滞の

責ありとは為し難く寧ろ取引の通念と信義誠実の原則に照せば債務者には遅滞なきものと解するを相当とす。

【2】【3】の事件ともに、弁済の提供が一日遅れたことが問題となっていたが、支払日に弁済ができなかったのは、支払日が【2】では日曜日にあたっていたこと、【3】では大正天皇祭当日にあたっていたため、当時の慣習に従って支払日を翌日に延ばしたことによるものであった。また【3】において裁判所は、債務者による誠実な履行を拒絶して債権者が直ちに強制執行手続をとることは信義誠実の原則に反するとして、権利者側に対しても信義誠実な権利行使を求めているのである。

このように日本の裁判所は、現行民法一条二項が規定される以前から、弁済額のわずかな不足の問題や弁済期のわずかな経過のような債務の履行をめぐる問題について信義誠実の原則を適用して解決に導くのみならず、債権者による債権の行使に関しても信義誠実の原則を適用していたのである。

ではその後の裁判において、弁済額のわずかな不足が生じた際に適用される信義誠実の原則の内容については、どの程度明らかにされているのであろうか。この点について次に検討してみたい。

二 弁済額のわずかな不足に対して信義誠実の原則を適用した裁判例

以下では【1】の判例以後において、弁済額のわずかな不足に対して信義誠実の原則が適用された事例を挙げる。

【4】大判昭和九年二月二六日 民集一三卷三六六頁

「事実の概要」

Yは、Aに対して一万五千円を貸し付け、その債権を担保するために、A所有の土地に第二順位の抵当権を設定した。その後、Aの債務を引き受けたXは、Yとの間で、右引受債務を弁済した後にYから借用証書の引渡しを受けること及び抵当権の抹消登記をする契約をしていた。その後Xは、債務の残額が一〇〇円となったので、その一〇〇円の支払の準備をして借用証書の引渡しと抵当権抹消登記を請求したところ、Yは債務が完済されていないことを理由に拒否した。そこでXは、Yに対して借用証書の引渡しと抵当権抹消登記を求めて提訴した。

原審は一〇〇円の未払いを理由にXの請求を認めなかったので、Xが上告した。

「判旨」破棄自判

債務者が債権証書の引渡及抵当権の抹消登記を請求するには先づ債務の弁済を為すことを要するは原判示の如くなれども債務者の現に支払ひ又は提供したる金額が極めて少額の不足あるに過ぎざるときは債権者が其の不足に藉口して証書の引渡及登記手続の履行を拒絶するは信義誠実の原則に反するものと謂はざるを得ざるを以て此場合に於て債務者が債権者に履行の催告を為したるときは債権者は遅滞に付せらるるものと解するを相当とす。本件に於てXの既に支払ひたる金額は元金一万円中僅に一百円の不足あるに過ぎず而も其の金円は既に支払の準備を調へたること原判決認定の如くなればYが単に其の不足を口実としてXの請求を拒むものとは信義の原則に反し不当なるものと謂わざるを得ず。況やX主張の如くXが所轄登記所に赴く途中道順なるXの住宅に立寄り該金円及び其の日迄に準備したる利息金を携帯しYと共に登記所に行くことを得とせば、Xに於て登記手続前先給付を完了するを得ること易々たる…(筆者によりカタカナをひらがなにふりなおした)。

【5】大判昭和一〇年六月八日 大審院判決全集二輯一九号九八一頁

「事実の概要」

XがYから三八円を借り受けた際に、Xは担保として動産（以下、本件物件という）をYに売却して所有権を移転させるが、Xが依然として本件物件を占有したままという譲渡担保契約を締結した。その契約では、期限内にXが借入金三八円に損害金二円五〇銭を加えた四〇円五〇銭を支払うことにより本件物件の所有権がXに移転する旨の特約がなされていた。しかしXが期限内に支払った金額は四〇円のみで、五〇銭足りなかった。そこでYはXに対して、本件物件の引渡しを求めて提訴した。

原審は信義誠実の原則に照らし、Xが本件物件の所有権を回復したと判断したため、Yが上告した。

「判旨」上告棄却

XはYに対し約定の期限に金四十円を弁済し其残債務は僅々五十銭に過ぎずと云うに在るが故にYが此僅少なる残債務在するの故を以て売渡担保に供せられたる本訴物件の引渡を請求するは特別の事情存せざる限り信義誠実の原則に悖るものにして原審が右弁済に困りXは本訴物件の所有権を回復したる旨判示したるは正当なりと云わざるを得ず（筆者によりカタカナをひらがなにふりなおした）。

【6】大判昭和一三年六月一日 民集一七卷一二四九頁

「事実の概要」

Xは、金銭債務調停調書の執行力ある正本に基づいて、Y所有の不動産に対して強制競売の申立てをして競売手続を開始し、その競落許可決定を受けた。Yは右債務名義の債務を弁済するため、X方に赴き、元金七五〇円、利息金三一円二五銭及び手続費用金一六円三〇銭、合計金七九七円五五銭を提供したが、Xが受領を拒絶したので、同額

を供託所に供託し、その旨をXに通知した。

競売手続費用についてYの計算間違いにより七円四〇銭が不足したので、後日Yは不足額について追加供託した。これらに基づいてYは供託が有効である旨の確認を求めて提訴した。これに対してXは競売手続費用に不足があるため債務の本旨に従った提供ではなく、供託も無効であり、後日なされた不足額の供託によっても有効となることはいと主張した。

原審は、Yによる当初の提供及び供託の金額に極めて少額の不足があるにすぎず、Yの誤算が原因となっており、その提供額全部について受領拒絶の権利があるとすれば信義誠実の原則に反するとして、Xの抗弁を認めなかった。そこでXは上告した。

〔判旨〕 上告棄却

債務者が債権者に対し弁済の提供として為したる債務額中元利金には不足なきも、誤算の結果競売手続費用に於て極めて僅少額の不足あるに過ぎざるときは、債権者は之に藉口して債務の本旨に従ひたる弁済の提供なしとして其の受領を拒むことを得ざるものとす。蓋斯る不足額は債権者に於て債務者に対し之が弁済を請求し得ること勿論なりと雖、右不足額を口実として弁済の提供を無効ならしむるが如きは取引社会に於ける信義誠実の原則に悖るものと謂はざるべからざればなり。従て右の如き場合に於て債権者其の受領を拒みたる為債務者之を供託し尚其の不足額に付いても弁済の提供を為して拒絶せられたる為之を供託したるときは右供託は孰れも有効なりと謂わざるべからず。

∴ 右供託金額には元利金に不足なきも競売手続費用に於て金七円四十銭の不足あり。而も斯る不足を生じたるは全くYに於て其の算定を誤りたるに基因するものにして該不足額は総債務額の百分の一にも充たざる僅少額なりとす。斯る場合に於ても尚債権者に與ふるに提供額全部に付受領拒絶の権を以てするが如きは信義誠実の原則に悖るべければ右提供は其の限度に於て債務の本旨に副ひたるものとす（筆者によりカタカナをひらがなにふりなおした）。

【7】大判昭和十四年二月三日 大審院判決全集七輯四号一〇頁

「事実の概要」

X（賃借人）はY（賃貸人）に対して、昭和二年度分の賃料全部と同三年度分の賃料について大部分（六円五銭八厘のうち五円）を支払った。昭和十一年五月三〇日にYがXに対して、昭和二年度以降から同一〇年度までの延滞賃料が九円九三銭となっているとして、その支払いを催告した。Xはこの金額が実際の債務額と異なると考えたが、実際の債務を提供したとしてもYが受領を拒絶するだろうと考えて、昭和十一年六月三日に昭和四年一月から同一〇年二月までの七年間の賃料として五二円一九銭を供託した。YはXに対して供託金を控除した不足分の支払を催告したが、Xがこれに応じなかったためにYは賃貸借契約の解除をXに通知した。そこでXはその効力について裁判で争った。

原審は、Xの供託により昭和四年度以降は債務の履行があったものと認定し、昭和三年度については一円五銭八厘の不足があるものの、それによって契約解除の効力は生じないとしてYの請求を排斥した。そこで、Yが上告した。

「判旨」 上告棄却

民法が契約当事者の一方に履行遅滞ある場合、相手方をして相当期間を定めて其の履行を催告せしめ若し該期間内に履行なきとき初めて契約を解除し得る旨規定せる所以のものは履行に付ての誠意あり乍ら過て遅滞に陥ることなきを保し難きを以て履行遅滞の一事のみに依り直に解除を為し得べしとするときは解除を予期せざる当事者をして不測の損害を蒙らしめ之に対し頗る苛酷なる結果を生ずるを以て先づ一応之に対し警告を与へて履行を促さしめんとしたる趣旨と解すべく之れ最も信義誠実の原則に適合せるものと謂うべし。左れば履行遅滞に在る債務者が債権者よりの催告に対し誠意を以て履行に努力し其誠意認めらるる場合に於ては僅少部分に付不履行の事実あればとて必ずしも解除権を付与するを要せざるものと解するを妥当とすべし。

【8】最判昭和三二年九月一二日 最高裁判所ホームページ⁽³⁴⁾

「事実の概要」

貸主Xと借主Yとの間で賃貸借契約が締結された。Yが賃料について現実の提供をしたが、Xがその受領を拒絶したため、Yは賃料を供託した。その際に、供託した額が賃料に比してわずかに不足していたことから、Xは賃料の未払いを理由にYに対して契約解除の意思表示をした。これに対してYは供託が有効であり契約解除の意思表示が無効であると提訴した。

原審ではYの供託が有効であるとし、契約解除の意思表示を無効としたため、Xが上告した。

「判旨」 上告棄却

所論は、原判決が、本件Xの催告に係る賃料総額二〇、五五二円二四銭と、Yの供託した総金額一九、七六六円〇七銭との差額七八六円一七銭の未払額は、右催告に係る賃料総額に比すれば極めて微少であり、この事実とその他の認定事実とに徴し、この程度の未払は、本件契約解除の理由となし得ないとした判示を非難し、また、右未払額は、一ヶ月の賃料に比すれば僅少とはいえないというのである。しかし、所論七八六円一七銭の未払賃料は所論未払賃料総額二〇、五五二円二四銭に比すれば、極めて少額のものといふべきであつて、かかる少額の未払賃料あるの故をもつて、賃借人たるYに契約解除の理由ありとなすに足る債務不履行の責ありとするがときは、原判決認定にかかる本件紛争の経過、事情の推移の下においては、誠実信義の原則にもとるものと認むるを相当とする。それ故、本件契約解除の意思表示を無効のものとした原判決究極の判断は正当であつて、原判決には所論の違法あるものと云うを得ない。

【9】最判昭和三五一年二月六日 最高裁判所ホームページ⁽³⁵⁾

「事実の概要」

貸主をY、借主をXとして、XY間で建物の賃貸借契約が締結された。その後、YはXに対して昭和二六年二月一日から昭和三一年七月三十一日までの賃料一四三、五六四円の支払を催告したところ、Xはすでに昭和二六年二月分の賃料三〇〇〇円を支払っていたこと、昭和二七年一月一日〜昭和三一年七月三十一日までの賃料については、所轄の田川市役所の係員が指示した地代家賃統制令上の賃料統制額に従って算出された価格からすでに供託していた金額を差し引いた残額七一、一五八円をYに現実に提供したと主張した。しかし、Yは賃料として供託された金額が、Xの過失により地代家賃統制令による賃料額に満たないものであったことを理由に賃貸借契約を解除した。これに対してYは、供託が有効であること及び賃貸借契約の解除の無効を求めて提訴した。

原審は、Yの請求を認容したので、Xが上告した。

〔判旨〕 上告棄却

原審は、∴Yの本件賃料の提供は、完全な履行の提供とは必ずしもいえないけれども、法律の専門家でないYに対し、所論統制令に適合する本件建物の正確な賃料統制額の算出を求めることは、不可能を強制するに等しく、Yとしては、前記係員の指示する所を正当と信ずるの外途なく、Yに債務履行の不完全なることにつき故意過失の責任を負担せしめ得ない旨判断して居る。債務額に僅少な不足のある金額を提供しても、これを無効の履行提供とすることが却って信義に反する事情あるときは、その効力を認むべきものであることは、判例の趣旨とする所である。一〇〇、六〇一円の債務に対し五、二〇六円を不足する金額を提供したものであり、完全な履行をなすべく可能な限り注意のなされた本件において、原審の判断は相当であるとせねばならない。履行の提供があったとして、Xに対し本件建物の賃貸借契約解除権を否定した原審に、所論の違法があるとなし得ない。

【10】最判昭和四一年三月二九日 判例タイムズ一九〇号一二四頁

「事実の概要」

Yはその所有する土地をXに賃貸した。XY間で地代の不払・無断増改築禁止の特約違反をめぐって紛争が生じ、「賃料の支払を三回分以上怠るときはただちに地主は賃貸借を解除することができる」といった内容の和解が成立した。その後、三か月分の賃料債務について履行遅滞に陥っていたXは、Yから賃貸借契約を解除される前に、延滞賃料一六二〇円を弁済のために提供した。しかしYは遅延損害金（一二円七〇銭ないし一四円）が提供されていないことを理由にその受領を拒絶したため、Xは供託した。その後、Yが賃貸借を解除する旨の意思表示をし、執行文の付与を受けたため、Xは右賃料についての弁済・供託が有効であるとして、執行文の付与に異議を申し立てた。

原審は、Xが遅延損害金の弁済を提供していないのでYによる解除を有効としたので、Xは上告した。

「判旨」 破棄差戻

一般的にいつて、履行遅滞にある債務者が、債権者から解除権を行使されるまでにその債務の履行をするためには、債務額のほか、遅延損害金もあわせて提供しなければ、債務の本旨に従ったものということができないことは、原判決説示のとおりであるが、債務者が現に支払いまたは提供した金額についてきわめてわずかな不足があるに過ぎないときは、債権者において、その不足に名をかりて債務の本旨に従った弁済の提供がないものとしてその受領を拒絶することは信義則に照らし許されないものと解するのが相当である。

…本件の債務不履行による遅延損害金の額は、…弁済提供した前記金額にくらべると、その不足はきわめてわずかであり、しかも、このような不足額は、債権者においてこれを指摘して請求しさえすれば、債務者において直ちに支払いをするのが通常であると考えられるから、Xのした右債務の弁済の提供は、特別の事情のないかぎり、債務の本旨に従ったものと解するのが相当である…。

【11】東京地判平成二四年二月二四日 LEX / DB二五四九一七八五

「事実の概要」

Xの代理人である弁護士AはYに対して債務の弁済を申し出ていたが、Yが別件訴訟（Xとその前妻との離婚訴訟についてYがXの代理人となっていた）の取下げや謝罪等を要求するなどしてその受領を拒絶していた。Yは、債務名義に基づき、X所有の不動産につき不動産強制競売の申立てをし、強制競売開始決定がなされた。XはYの住所を管轄する地方裁判所に本件請求債権の元本一一万八六七七円及び同日までの遅延損害金二四三万四三三三円の合計一三九五万三〇二〇円を弁済供託した。しかし、その金額には弁済供託の時点における弁済の費用、すなわち強制執行に要した費用一四万七七九円が含まれていなかった。Yによる強制執行に対して、Xは供託が有効であると主張して強制執行の不許を求める訴えを提起した。

「判旨」 Xの請求認容

Xが一定の条件を履行した場合には弁済を受領する余地を残すものではあったが、当時、本件債務名義に係る訴訟の他にもXとYの間には複数の訴訟が継続しているという状況において、受領の条件として上記別件訴訟の取下げや謝罪等を要求する行為は、受領拒絶と同視することができる。

…弁済供託金額のごく一部の不足は弁済供託の効力に影響を及ぼさないものであり、上記強制執行費用は本件請求債権の元本及び遅延損害金の合計額の約一％にすぎないのであるから、上記強制執行費用の発生は、本件供託の効力を左右するものではない。

以上のように本件供託を有効と解しても、前記の強制執行費用相当額についてはいまだ債務が残存していることになるが、その金額及び総債務額の中における比率等の本件にあらわれた事情を考慮すれば、信義則上、上記強制執行費用相当額についてのみ主文記載の強制執行を許すことは相当でない。

三 考察

1 弁済額のわずかな不足とは

弁済額のわずかな不足が問題となった裁判において、裁判所が認定した「わずかな不足」とはどの程度のものなのか。一般的に【1】の判決が取り上げられて、「一円八銭」の不足がわずかなものであると強調されることがあるが、しかし判決が下された大正九年の「東京・公立小学校教員の初任給」が四〇円〽五五円とされていたことからすると、一円八銭は決して少額とは言えない。

この点について、【6】【11】の判決文の中で弁済額全体の1%の不足が、ごく一部の不足だと述べられていたことが参考となる。すなわち、この1%前後がわずかな不足かどうかを判断する上での指標となっていると考えられる。実際に、弁済額全体に占める不足分の割合を算定した場合【1】では約〇・二%、【4】では約1%、【5】では約〇・六%、【6】では約〇・九%、【7】では約二%、【8】では約〇・四%、【9】では約五%、【10】では約〇・八%、【11】では約1%となっており、【7】【9】の判決を除くと概ね〇・二〜1%がわずかな不足と判断されていることがわかる。では、裁判所は弁済額全体のうち〇・二〜1%のわずかな不足があるにすぎない場合であれば、信義誠実の原則を適用して「債務の本旨」に従った弁済とみなすのであろうか。この点について林信雄は「債務者の提供額は何等かの事情によって、たとえ債務の全額に満たなかったとしても、その不足額が些少にしてしかも後日その不足額について更に提供をなしたといふような場合、すなはち債務者が充分なる誠意をもってこれをなしたと考へうるやうな場合にもなほ、不足額に藉口（口実をもうけて言いわけにすること―括弧内筆者）することは、まさに、権利の濫用であるとせねばならぬ。かような具体的な事情の下においては、債権者の権利は、信義誠実の原則によって、統制されねばならぬのである」と述べていた。つまり、弁済額のわずかな不足の問題について信義誠実の原則を適用すべきかど

うかは、債務者側の事情のみならず、債権者側の事情を考慮した上で判断することが必要となるのである。次にこの点について確認してみたい。

2 債権者側の信義誠実に反する態度とは

弁済額のわずかな不足の問題について、債務者による弁済にわずかな不足があることに加え、債権者側によいような事情があれば信義誠実の原則を適用して解決に導くのであろうか。この点について安永正昭によると、「不足額を生じた事情（債務者が金額の問い合わせたのに債権者が答えなかったなど、当事者の行為や態度における誠実さの程度（債務者は不足の事実を知らないとか、債権者が提供を受けた際に僅少額の不足を知りつつそれを指摘しないなど）、当事者間の利害の均衡など、債権者・債務者双方の事情を総合的に考慮して決すべきである）」としている。

実際に【1】では、債務者からの契約費用の問い合わせに対して、債権者側がその照会に応じなかったという事情がある。学説上も、「一般的に些少の不足額は買戻の効力の発生を妨げるものでないといっているのではなく、相手方が契約費用の照会に応じないために買戻権者の提供額が若干不足したという事情が、信義則の適用上重要なファクターになっているものと考えられる」と述べられているのである。

【4】では、債務者の弁済にわずかな不足があったものの、債務者がいつでも支払う準備が整っていたにもかかわらず、債権者がわずかな不足を口実として抵当権の抹消登記請求を拒絶することが信義誠実の原則に反するとされていた。

【5】では、債務者が約定の期限内に四〇〇円を弁済し、わずか五〇銭の残債務があることを理由に、債権者が譲渡担保として提供された動産の引渡しを請求することが信義誠実の原則に反するとされた。しかし判決文の中では弁済額のわずかな不足以外に、債権者側の態様にどのような不誠実さがあったかどうかについては述べられていなかった。

【6】では、債務者による弁済について債権者が受領を拒絶したため、債務者が供託することとなり、またわずか

な不足分についても後日追加で供託していたという事情を知りながら、債権者が弁済額のわずかな不足を理由に弁済の無効を主張することが信義誠実の原則に反するとされたのである。

【7】では、債権者による賃料支払の催告について、債務者が供託をしたところ、その額にわずかな不足があったことを理由に債権者が賃貸借契約の解除をすることが信義誠実の原則に反するとされた。ここでは、債務者による誠実な履行がなされていることが強調されており、そこから債権者の解除権の行使が制限されるという理論が導かれているのである。

【8】では、債務者（賃借人）による賃料の支払について、債権者が受領を拒絶したことにより、債務者が供託をしたがその額にわずかな不足があったという場合に、債権者が賃貸借契約の解除を主張することが信義誠実の原則に反するとされた。判旨では債権者側の不誠実な態度の詳細については言及されていないが、紛争の経過において債権者による解除の意思表示が無効と判断されているのである。

【9】では、債務者（賃借人）が供託した賃料の額にわずかな不足があったことが問題となったが、当時の地代家賃統制令に関して専門家でない債務者に対して、債権者（賃貸人）が賃料のわずかな不足を理由とする賃貸借契約を解除することが信義誠実の原則に反するとされた。債権者側の不誠実な態度というよりは、債務者側に責められる点がなかったということが重視されたと考えられる。

【10】では、債務者（賃借人）による賃料の供託についてわずかな不足があったことが問題となったが、このような不足額は債権者が信義誠実の原則に従ってこれを指摘して請求しさえすれば、債務者において直ちに支払いをするのが通常であると考えられるという理由で、供託が有効とされたのである。

【11】では、債務者による弁済についてわずかな不足があったが、債権者側が別件の訴訟の取下げや謝罪を条件として弁済の受領を拒否するといった事情があることから、債権者側に信義誠実の原則に反する態度があったとして供

託が有効とされたのである。

【5】【7】【8】【9】に関して裁判所は、債権者側の信義誠実の原則に反する態度については明言していないものの、債務者側の誠実な債務の履行を評価した上で、それを否定する債権者側の権利行使を認めないとしたものであった。【1】【4】【6】【10】【11】では、弁済額のわずかな不足に加えて、債権者が弁済額の問い合わせに対する返答しなかったことや支払準備の整った債務者に支払い請求をしなかったこと、弁済の受領を拒絶した後でさらに追加の供託をも否定したこと、支払額のわずかな不足について債権者が指摘しなかったこと、弁済受領の条件として別件訴訟の取下げ等の要求をしていたことなどが信義誠実の原則に反するとされたのである。⁽⁴⁾

3 弁済額のわずかな不足に適用された信義誠実の原則の効果

弁済額にわずかな不足があった事件について信義誠実の原則を適用して解決に導く場合、法的にどのような効果が発生していると考えればよいのであろうか。この点については、民法四九三条にいう「債務の本旨」に従った履行があったとみなすとする考え方（信義誠実の原則が制定法の解釈の基準であるとするもの）と、債務不履行責任は発生するがその責任の主張を許さないとする考え方（信義誠実の原則による権利行使の制限であるとするもの）がある。⁽⁴⁾

前者の立場では、民法四九二条により債務者は債務不履行責任を免れることになるが、次のような問題も生じる。すなわち、債務者は民法四八七条に従って債権証書の返還請求をすることができるのかどうか、また債権者は残債権の請求ができなくなってしまうのかどうかという問題である。この点について勝本正晃は「一部の履行提供は通常債務の本旨に従ふものと云ふを得ない。独逸民法二六六条、仏蘭西民法二二四四条、瑞西債務法六九条の如きは特に明文を以て債務者は一部履行の権限なきことを規定してゐるが、かかる明文なき我民法に於ても原則として同様に解すべきこと疑ひを容れない。然し乍らそれは、原則としてそれが債務の本旨に合すると云ふ理由に依るに他ならぬのであって、我

民法は債務の本旨と云ふ緩やかな表現を用ゐるから、当事者の意思解釈上、又は債務の性質上、其他信義則によつて一部履行が予想せられ得る場合は、一部履行を認めざる明文ある法制の下に於けるよりも、稍々自由に解し得る余地が存する⁴³と述べて、わずかな不足のある弁済を債務の一部履行の問題として説明している。また薬師寺志光は、「債務者は、一部弁済を為したるときは、債権者に対し受取証書を請求することができるか、彼は債権証書の返還を受けずとも、債務の二重弁済を強要される危険は毛頭ない。一部弁済を受けたる債権者は、債務者に債権証書を返還するも、残額に対する新債権証書の交付を請求する権利を有しないから、此の場合に債権証書を返還することは、残債権に対する証拠を失うの危険がある。∴債権者は、債権額の最後の一銭にても弁済されない限り、債権証書を留置し得るものとする趣旨なること極めて明である⁴⁴」と説明している。このことから、弁済額のわずかな不足の問題について信義誠実の原則が適用された場合、その弁済は完全な弁済の提供ではなくあくまでも一部履行（一部弁済）であり、債権者はわずかな不足を理由に弁済全体の効力を否定することができないものの依然としてその不足額について債務者に請求することができ、反対に債権者は債務者に対して債権証書を返還する必要はないと考えられるのである。

では弁済額のわずかな不足の問題において、債権者が弁済の提供の効力を否定することが信義誠実の原則に反するとされたとしても、供託が無効であるとの主張が認められる可能性はないだろうか。この点について岩田新は「弁済の提供は債務者が遅滞の責を免れ、債権者をして遅滞の責に任せしむるものであり、弁済の目的物の供託は債務者をして債務を免れしむる効果を有するものであるからして、両者は法律上の意義及び目的を異にする制度であり、一方が有効であるからといって当然他方も有効であると推論することができない⁴⁵」と指摘していた。

しかし【6】【8】【10】【11】の裁判例では、弁済の提供におけるわずかな不足の問題と同様に供託金にわずかな不足があったとしても、債権者の態度が信義誠実に反する場合には債権者は弁済の受領を拒絶できないと判断されているのである。このことはすなわち、石田文次郎が「信義誠実の原則は、債務者側の提供に対してではなく、債権者

側の受領拒絶に対して働くことを注意せねばならぬ⁴⁵⁾と述べているように、債権者の信義誠実の原則に反する受領拒絶が認められない結果として、債務者による弁済が債務の本旨に従ったものとみなされているのである。

このように裁判所が弁済額のわずかな不足の問題に対して信義誠実の原則を適用したのは、民法四九三条の「債務の本旨」の文言解釈だけでは、わずかな不足であれば弁済が常に有効となるのか、残債務の取扱をどのようにするのか、弁済の提供と供託との関係をいかに考えるべきかといった問題を処理できなかったことにあると考えられる。つまり裁判所は、わずかな不足のある弁済が「債務の本旨」に従った履行とみなして債権者がもはや残債務を請求できないとするのではなく、むしろ債権者側の信義誠実の原則に反する権利行使を制限した結果として債務の本旨に従った(一部)履行や供託がなされたという理論構成をとっているのである⁴⁶⁾。まさに信義誠実の原則の特性について中野貞一郎が「一定の要件が存在すればただちに各個の場合に『適用』して所期の判断を下しうる、といった確たる基本命題は与えられずに、具体的な場合それぞれに対しつねにあらためてなされる個別的価値判断のなかに個別的解決がみいだされなければならない⁴⁷⁾」と述べていたように、裁判所は弁済額にわずかな不足があるにすぎない場合であれば常に有効な弁済とみなすわけではなく、債権者の信義誠実の原則に反する態度等を考慮しながら、条文にはない個別的な解決に導くために信義誠実の原則を適用してきたのである。

四 まとめ

一九二〇年に、日本で最初に信義誠実の原則が適用された判例では、弁済額のわずかな不足を口実として債権者がその弁済の提供の効力を否定することができるかどうか争われた。当時はまだ信義誠実の原則を規定する民法一条二項が存在していなかったにもかかわらず、大審院は信義誠実の原則を適用して、弁済額のわずかな不足を理

由に債権者が弁済の効力の否定することを認めなかったのである。この判決に影響を与えたと考えられる学説は、一九〇〇年に施行されたドイツ民法二四二条を引用し、債務の履行方法に関して当事者間に取り決めがない場合には信義誠実の原則に従ってその内容を定めると紹介したものであった。ドイツ民法二四二条の文言上は、債務者に対して信義誠実の原則が適用されることになっていたが、一九〇〇年から一九一〇年にかけてドイツの裁判所は、信義誠実の原則を適用して「債務の履行におけるわずかな不足」の問題を処理していたこと、また権利行使に關しても信義誠実の原則による制限を受けるとしていたことから、日本の信義誠実の原則に關する判例に対してもドイツの裁判例の影響が少なからずあったと考えられる。

また一九二〇年の大審院判例以降も、日本の裁判所は、弁済額のわずかな不足が問題となった事件について信義誠実の原則を適用することで解決を図っている。それらの裁判例を分析すると、ここでいう「弁済額のわずかな不足」とは弁済額全体の約〇・二〜五%を指していることが伺える。また債権者側の事情を考慮することも重視され、弁済額のわずかな不足が生じたことについて、債権者が弁済額の問い合わせに対する返答しなかったことや支払準備の整った債務者に支払い請求をしなかったこと、弁済の受領を拒絶した後でさらに追加の供託をも否定したこと、支払額のわずかな不足について指摘しなかったこと、弁済受領の条件として別件訴訟の取下げ等の要求をしていたことなどが信義誠実の原則に反するとされたのである。

また弁済額のわずかな不足が問題となった事例において、信義誠実の原則が適用された際の効果は、債務者による完全な弁済がなされて債務が消滅するとしているわけではない。具体的には、債務者による債権証書の返還請求は認められず、債権者は依然として残債権を請求できるとされているのである。つまり、信義誠実の原則により、債権者は弁済額のわずかな不足を口実として弁済の提供の効力を否定できないことから、債務者は債務の本旨に従った（一部）履行をしたとされているにすぎないという点に注意する必要がある。

このように弁済額のわずかな不足の問題について裁判所は、民法四九三条の「債務の本旨」に関して汎用性のある解釈方法を明らかにしたわけではなく、信義誠実の原則を用いることで具体的な事件における個別的な解決方法を導き出してきたと言えるのである。

- (1) 利谷信義『家族と国家―家族を動かす法・政策・思想』（筑摩書房・一九八七年）一六〇頁。
- (2) 穂積重遠「信義誠実の原則―道徳と法律と（一九）―」国民五九〇号（一九五〇年）七頁
- (3) 例えば、谷口知平他『民法総則―物権法（新版）』（有斐閣・一九八六年）五頁、大村敦志『新基本民法一総則編 基本原則と基本概念の法』（有斐閣・二〇一七年）一三六頁を参照。
- (4) 牧野英一「具体的妥当性」法学志林二四卷一〇号（一九三二年）三四頁。
- (5) 渡辺博之「債務の履行における僅少額不足と『信義則』論―信義則の再構築のための実践的研究―」高千穂論叢四九卷一号（二〇一四年）二二六頁。
- (6) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論』（日本評論社・一九六八年）一一頁。
- (7) 石田喜久夫「石坂晋四郎―日本民法学の山脈における最高峯―」法学教室一八一号（一九九五年）九八頁。
- (8) 石坂晋四郎『日本民法 第三編債権第二卷』（有斐閣書房・一九二二年）三七四頁以下。
- (9) Stammler, Das Recht der Schuldverhältnisse in seinen allgemeinen Lehren, 1897, S. 36 ff.
- (10) 石坂・前掲書三七七頁。
- (11) たとえば、大判大正六年一月一四日民録二三輯一九六五頁では、石坂の著書が九回引用されている。
- (12) 鳩山秀夫『日本債権法総論』（岩波書店・一九一六年）九三頁。
- (13) Oertmann, Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuche und seinen Nebengesetzen, 2 Buch, 1910, S. 18.
- (14) 鳩山・前掲書九四頁。
- (15) 鳩山秀夫『債権法における信義誠実の原則』附録二「鳩山先生の思い出」末弘発言（有斐閣・一九五五年）四六五頁。
- (16) 五十嵐清「法の解釈と比較法」北大法学論集三二卷三・四号上巻（一九八一年）九四一頁。

- (17) 倉田卓次「催告書の到達を認めた事例」最高裁判所判例解説民事篇昭和三十六年度（一九六二年）二二七頁。
- (18) 拙稿「信義誠実の原則に基づく信頼保護（一）——ドイツにおける矛盾挙動禁止の原則の検討を中心として——」法学雑誌五五巻三四号（二〇〇九年）九八〇頁。また、中山秀登「ドイツ民法典における信義則諸規定の成立過程——BGB一五七条とBGB二四二条——」流経法学一巻一号（二〇一一年）四九頁以下も参照。
- (19) Luigi, Treu und Glauben in der Rechtsprechung des Reichsgerichts in den Jahren 1900 bis 1909, in: Festschrift für H. Wiedemann zum 70. Geburtstag, 2002, S. 103. またクラウス・ルーイク著・屋敷二郎訳「一九〇〇～一九〇九年の大審院判決における信義誠実」一橋法學一五巻一号（二〇一六年）八四頁も参照。
- (20) Sammlung sämtlicher Erkenntnisse des Reichsgerichts in Zivilsachen: Inhalt sämtlicher Wiedergabe von un veröffentlichten Entscheidungen zum Bürgerlichen Gesetzbuch / eingeleitet und herausgegeben von Werner Schubert (以下「Sig. ヲリト申」), Band 1902, S. 250, Nr. 93. またRGZ53, 70, 74 を参照。
- (21) Sig. 1907, S. 324, Nr. 55.
- (22) Sig. 1909, S. 484, Nr. 159.
- (23) 遠藤功「民事上告審手続——ドイツの通常民事事件の場合——」信州大学法学論集二七号（二〇一六年）一〇〇頁によると「ZPOでは、現在も、請求の原因についての中間判決は上訴に関しては終局判決とみなされる」（ZPO三〇四条二項）と云われ。
- (24) Sig. 1903, S. 85, Nr. 54.
- (25) Luigi, a.a.O., S. 98.
- (26) Sig. 1909, S. 470, Nr. 70.
- (27) Wiesacker, Zur rechtslehretheoretischen Präzisierung des §242 BGB, 1956, in: Kleine juristische Schriften, 1988, S. 57.
- (28) 菅野耕毅『信義則の理論』（信山社・二〇〇二年）一八五頁以下では「法具体化機能」「正義衡平機能」「法修正機能」「法創造機能」の四分類に、四宮和夫・能見善久『民法総則（第七版）』（弘文堂・二〇〇五年）一六頁では、「権利義務の具体化」「規範の創設」「法律行為の解釈基準」の三分類に、辻正美『民法総則』（成文堂・一九九九年）三三三頁では、「規範形成的機能（積極的機能）」＝義務者側の行為準則」「規範抑制的機能（消極的機能）」＝権利者側の行為準則」に、広中俊

- 雄『民法網要一巻』（創文社・一九八九年）二二〇頁以下では「信義則の適用による紛争処理（本来的機能）」、「信義則の利
用による法形成（欠缺補充機能）」の二分類に整理されている。
- (29) 好美清光「信義則の機能について」一橋論叢四七巻二号（一九六二年）一九〇頁。
- (30) 辰巳重範訳・穂積重遠訳『瑞西民法』（法学新報社・一九二一年）一頁。
- (31) 小沢奈々『大正期日本法学とスイス法』（慶応義塾大学出版会・二〇一五年）一一八頁によると、スイス民法二条を参照し
つつ形成された穂積重遠の「信義則」「権利濫用禁止」に関する学説は、「昭和二年改正民法」に対して、大きな影響を及
ぼしたといっても過言ではないだろうと述べている。
- (32) 牧野・前掲論文二二頁以下。また一九三二年に、常盤敏太「信義誠実の原則」東京商科大学研究年報法学研究第一号
（一九三二年）一六九頁では「信義誠実の語乃至善意の原則は既に或程度迄ナポレオン民法に見えて居る。或は之を遠く
ローマ法に見むる者もある。その昔、此の原則が取引上において實際どんな地位を占めてゐたかはともあれ、特に之を明ら
かにしたのはドイツ民法であった。そうして、二十世紀になって之を一般的原則にまで引き上げたのは一九〇七年のスイス
民法であった。スイス民法第二条一項は、『凡そ権利の行使及義務の履行は常に信義誠実の原則に依ねばらぬ』とした」
と述べられている。
- (33) 谷口知平・石田喜久夫編『新版注釈民法（一）総則（一）（改訂版）』（有斐閣・二〇〇二年）一一三頁（安永正昭執筆）。
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/247/077247_hanrei.pdf（二〇一〇年五月アクセス）
- (34) https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/896/069896_hanrei.pdf（二〇一〇年五月アクセス）
- (35) 森永卓郎（監）『明治・大正・昭和・平成 物価の文化史辞典』（展望社・二〇〇八年）三九八頁。
- (36) 林信雄『法律における信義誠実の原則』（評論社・一九四九年）一〇三頁。
- (37) 谷口・前掲『新版注釈民法』二二二頁（安永正昭執筆）。
- (38) 菅野・前掲書五七頁。
- (39) 菅野・前掲書五七頁。
- (40) ただし、【6】の判決について、中川善之助「信義誠実の原則―買戻事件と供託事件―」法学セミナー一八号（一九五七年）
三二頁によると、「何度催促しても払わない、仕方なく調停を申立てる。この調停も幾度足を運んだか判らない、やっと調
停ができて支払の額や方法が決して、債権者はほっとしただろうが、やっぱり弁済しない、やむなく強制執行となり、競売

となり、競落となった。もう債権者も腹をすえてかかったのだろう。損得より意地になったとしても無理とはいえない。いよいよ競落許可決定が確定したとなったら、その翌日に金を持ってきたというのである。聖人君子でもない限り、金額に不足がなくなっても、受領する気にはなれないだろう。判決文だけ見ていると、たった七円の不足を取上げて騒いだというふうに見える、債権者が信義則の警策をくらってしまったが、この債務者の方も一打見舞われないものかどうか。どうも後味の悪い事件である」と述べられている。

(41) 遠藤・水本・北川・伊藤監修『民法注解財産法・第一巻民法総則』（青林書院・一九八九年）五七頁（山本敬三執筆）。

(42) 勝本正晃「弁済の提供」民商法雑誌九卷一号（一九三九年）八九頁。

(43) 薬師寺志光「債権者は弁済を受けたる金額に僅少の不足あるときは債権証書の返還及抵当登記の抹消手続を拒絶し得るか」法学志林三七卷二号（一九三五年）六七頁。

(44) 岩田新「弁済の提供」法学新報四九卷一号（一九三九年）一五〇頁。

(45) 石田文次郎「僅少の不足ある弁済の提供」法学論叢三九卷六号（一九三八年）一五七頁。

(46) 【1】判決における効果について、河正慶「民事訴訟における信義誠実の原則」清和法学研究八卷一号（二〇〇一年）九七頁では「相手方には、買戻しの実行を拒絶する権限、地位が成立していることになるが、それが、些少な弁済の不足を理由とするものであるという特別な事実の存在により、具体的行使は、信義則上排斥されることになる。この拒絶できなくなることの反射的效果により、買戻しを実行できるものと解する」と述べられている。

(47) 中野貞一郎「民事訴訟における信義誠実の原則」民商法雑誌四三卷六号（一九六一年）八二頁。また中野貞一郎は、ドイツ民法における信義誠実の原則に関するラレンツ等の学説に依拠しながら、信義誠実の原則の「価値判断は、たんなる法感情とか主観的な裁量に左右されるものであってはならず、『信義』『誠実』ということばをもって画された価値の実質的内容に即して、公正に思考する何人もが承認せざるをえないところに従って、なされなければならない。そのために、学説および判例が、類型的な一定の諸場合につき、それぞれに信義則適用の結果として認められるべき法効果を示して、一応の客観的な補助的基準を確保すべく務める必要がある」とも述べている（中野・前掲論文八二頁以下）。